
※ 定 款 ※
※ ※ ※
※ ※ ※

シップヘルスケアホールディングス株式会社

定 款

第1章 総 則

- (商号)
- 第 1 条 当社は、シップヘルスケアホールディングス株式会社と称し、英文では、SHIP HEALTHCARE HOLDINGS, INC. と表示する。
- (目的)
- 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む株式会社等の株式・持分等を保有することにより、当該株式会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. 病院等医療施設の建設に関する企画と設計監理の業務。
 2. 病院等医療施設の経営コンサルタント業務。
 3. 医療用機器、動物用医療用機器、医療用消耗品、事務用機器、理化学機器、計量器の輸出入、販売、保守、管理及び修理。
 4. レントゲン用フィルム、レントゲン用薬品、レントゲン用処理機器の販売。
 5. 医薬品、試薬及び医薬部外品の輸入並びに販売。
 6. 医療用附帯設備の施工。
 7. 不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介代理。
 8. 各種動産のリース、賃貸借及び保守管理。
 9. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務。
 10. 病、医院用建物及び付属設備の設計、施工、工事監理業務。
 11. 建築工事業。
 12. 内装仕上工事業。
 13. 管工事業。
 14. 電気工事業。
 15. ガラス工事業。
 16. 機械器具設置工事業。
 17. 建具工事業。
 18. 医療用ガス配管設備の設計、施工、保守、管理及び医療用ガスの販売。
 19. 放射線障害防護設備の設計、施工。
 20. メディカルコンサルタント業務。
 21. 教育事業に関する企画、調査、運営、受託、並びに経営コンサルタント。
 22. 労働者派遣事業。
 23. 金銭の貸付、為替取引、債務の保証及び債権の売買等の金融業。
 24. 福祉用具、介護用品の販売及び賃貸。
 25. 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業。
 26. 調剤薬局の経営。
 27. 医薬品、医薬部外品、衛生材料及び日用雑貨品の販売。
 28. 有料老人ホームの経営。
 29. 食料品、衣料品、日用雑貨品、家庭用品及び化粧品の販売。
 30. 飲食店の経営。
 31. 介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護の居宅サービス事業又は介護保険法に基づく第一号訪問事業。
 32. 介護保険法による訪問看護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業。
 33. 介護保険法による通所介護及び介護予防通所介護の居宅サービス事業又は介護保険法に基づく第一号通所事業。
 34. 介護保険法による認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業。
 35. 介護保険法による特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業。
 36. 介護保険法による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の居宅サービス事業。
 37. 介護保険法による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の居宅サービス事業。
 38. 介護保険法による居宅介護支援及び介護予防支援事業。
 39. 託児所及び保育所の経営。
 40. 特許、実用新案、意匠、商標等知的財産権及びその他無体財産権の企画、立案、研究開発、取得、保有、運用、売買、仲介、賃貸借、管理、使用許諾。
 41. 各種医用画像による読影の技術指導及び専門医による読影診断レポート返信業務。
 42. 画像診断のための医学及び放射線領域におけるコンサルタント業務全般。
 43. 画像診断のための医学及び放射線治療領域の装置・機器の選定及びシステム並びに環境整備業務。
 44. 画像診断のための医学及び放射線治療領域における医療機関の研究会開催のサポート業務。
 45. 画像診断のための医学及び放射線治療領域における医療機関の国際協力及び共同研究のサポート業務。
 46. 画像診断のための医学を用いた新たな診断・治療手技の開発サポート業務。
 47. 医療機関に関する事務代行業務。
 48. 医療機関の設備機器類の賃貸、管理、リース並びに保守代行業。
 49. 健康診断受診者募集に関する事務代行業。
 50. 動物病院の経営。
 51. ペット専用ホテルの経営及びペットの洗毛刈込み。
 52. ペットショップの経営。
 53. ペット用品及びペットフードの卸売及び販売。
 54. 動物用医療用具、医療用消耗品、医薬品の卸売及び販売。

- ５５．弁当・折詰・会席料理等の仕出業。
- ５６．各事業所に対する給食及び給食管理業。
- ５７．レストラン及び喫茶店経営。
- ５８．食品の加工及び販売。
- ５９．ガス溶断機器の製造及び販売。
- ６０．鉄鋼加工機械の製造及び販売。
- ６１．鋼材加工用コンピューターソフトの開発及び販売。
- ６２．医療機器の製造、輸入及び販売。
- ６３．医療設備機器の製造、輸入及び販売。
- ６４．病院厨房設備機器、残渣処理機器の製造及び販売。
- ６５．高圧ガスの販売。
- ６６．医療機器の保守点検及び滅菌又は消毒。
- ６７．病院給食用管理コンピューターソフトの開発及び販売。
- ６８．診療材料運用管理システムの構築及び販売。
- ６９．医療施設の空間デザイン構築及び販売。
- ７０．保健福祉設備機器の製造及び販売。
- ７１．電子計算機及びその関連機器・通信装置及び計量器の情報処理業務並びに販売保守サービス業。
- ７２．電子計算機による計算サービス業。
- ７３．電子計算機及びその関連機器・通信装置の導入及び運営のコンサルタント業。
- ７４．電子計算機及びその関連機器・通信装置のソフトウェアの企画、開発、販売、保守。
- ７５．廃棄物処理機器の製造、販売、メンテナンス。
- ７６．病院、手術室の清掃、消毒及び環境測定業務。
- ７７．病院の害虫駆除業務。
- ７８．ビル、工場、倉庫、学校、病院、港湾、船舶及び要人の警備その他セキュリティに関する業務。
- ７９．文房具、事務用品及び各種印刷物の販売。
- ８０．広告代理業務。
- ８１．リハビリテーション機器の製造及び輸入並びに販売及び輸出業務。
- ８２．理学療法機器の製造及び輸入並びに販売及び輸出業務。
- ８３．身体障害者用介護機器の製造及び輸入並びに販売及び輸出業務。
- ８４．身体障害者用自立用具の製造及び輸入並びに販売及び輸出業務。
- ８５．健康トレーニング施設の経営及び施設利用に関する研究指導。
- ８６．旅行業法に基づく旅行業。
- ８７．旅行業法に基づく旅行代理店業。
- ８８．旅行業従事者養成事業。
- ８９．旅行業に関する実務研修、ビジネスマナー、娯楽、スポーツに関する教育事業。
- ９０．観劇、コンサート、映画、イベント等チケット類の受託販売。
- ９１．外貨両替事業。
- ９２．翻訳・通訳業。
- ９３．メディカルツーリズム（医療観光旅行）に関する事業。
- ９４．ヘルスツーリズム（健康回復・維持・増進のための観光旅行）に関する事業。
- ９５．観光地の開発並びに旅行及び観光施設に関する事業。
- ９６．貨物自動車運送業務。
- ９７．貨物運送取扱業。
- ９８．梱包及び荷役作業。
- ９９．公園、駐車場等公共施設の管理に関する業務。
- １００．消防施設工事業及び消防施設保守管理業。
- １０１．重粒子線がん治療に関する助言及び相談業務。
- １０２．重粒子線がん治療事業に関する調査、研究並びに事業計画及び資金調達計画の立案。
- １０３．重粒子線がん治療事業に関する施設及び装置の設計発注計画の立案、並びに施設管理及び竣工後の建物設備の管理。
- １０４．重粒子線がん治療若しくは保健医療に関する講演会、シンポジウム又はセミナー等の企画、開催及び運営。
- １０５．重粒子線がん治療事業に関する人材育成計画の立案。
- １０６．以上各号に附帯関連する一切の業務。

（本店の所在地）

第 ３ 条 当会社は、本店を大阪府吹田市に置く。

（機関の設置）

第 ４ 条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。

（公告方法）

第 ５ 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 ６ 条 当会社の発行可能株式総数は、１２８，０００，０００株とする。

（単元株式数）

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

（株式取扱規程）

第 8 条 当社の株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

（単元未満株主の売渡請求）

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

（単元未満株主の権利制限）

第 10 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式又は募集新株予約権に割当てを受ける権利
- （4）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

（株主名簿管理人）

第 11 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

第3章 株 主 総 会

（基準日）

第 12 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集）

第 13 条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。

（招集権者及び議長）

第 14 条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議）

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（参考書類等のインターネット開示）

第 16 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表記すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

（議決権の代理行使）

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（員数）

第 18 条 当社に取締役15名以内を置く。

（選任）

第 19 条 取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第22条 取締役会は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会の運営、その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

- 第23条 当会社に監査役5名以内を置く。

(選任)

- 第24条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

- 第26条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

- 第27条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。
- ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。又は全員の同意を得て招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。
2. 監査役会の運営、その他に関する事項については監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 取締役及び監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第28条 当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

- 第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

- 第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

- 第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

- 第32条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

